

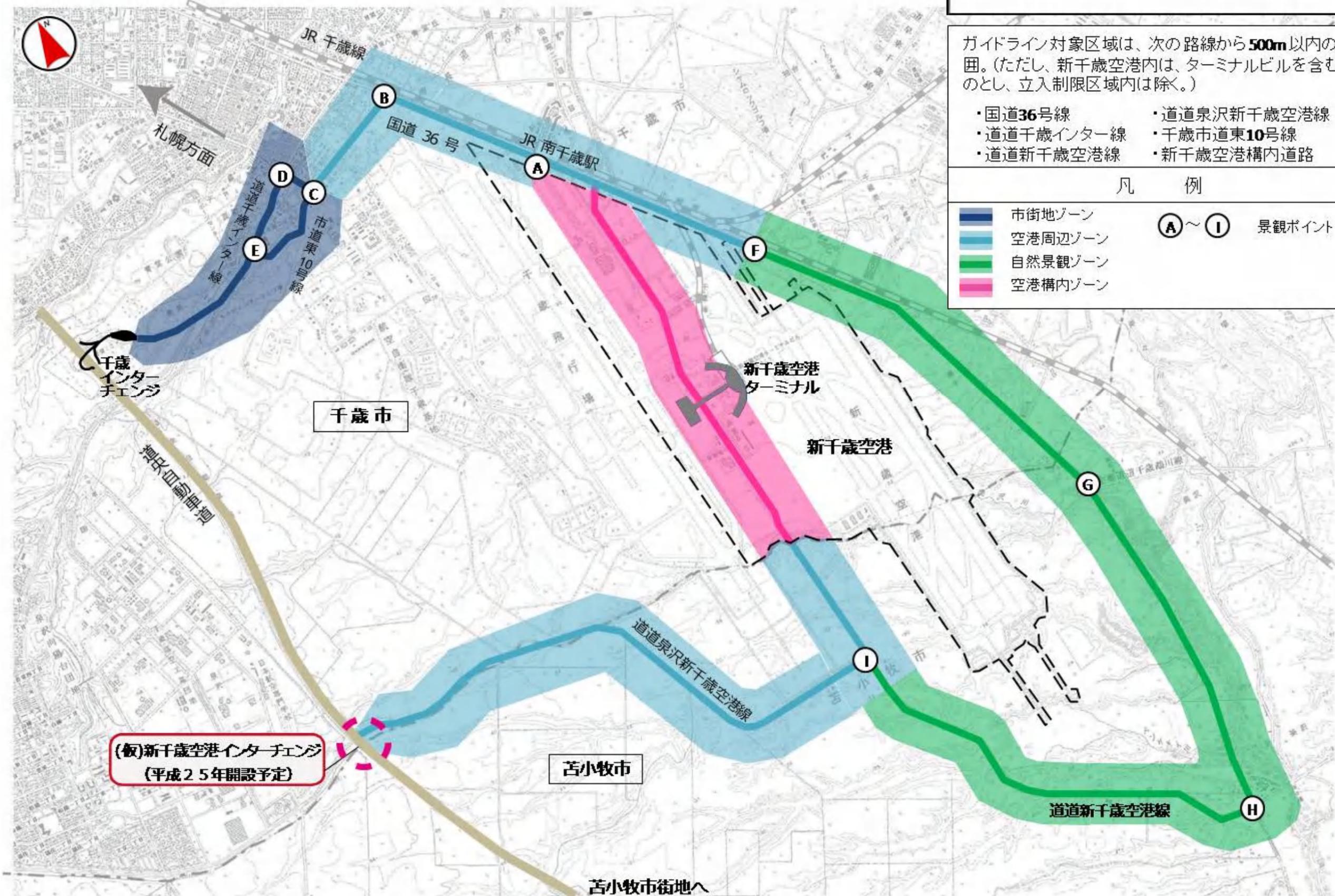
ガイドライン区域図

ガイドライン対象区域は、次の路線から500m以内の範囲。(ただし、新千歳空港内は、ターミナルビルを含むものとし、立入制限区域内は除く。)

- ・国道36号線
- ・道道千歳インター線
- ・道道新千歳空港線
- ・道道泉沢新千歳空港線
- ・千歳市道東10号線
- ・新千歳空港構内道路

凡 例

- 市街地ゾーン
- 空港周辺ゾーン
- 自然景観ゾーン
- 空港構内ゾーン
- (A)~(I) 景観ポイント



※ 高速自動車国道から500m以内の展望区域(用途地域外)は北海道屋外広告物条例の禁止地域となっています。